

(別 紙)

## 土壌汚染調査技術管理者に係る経過措置期間の終了 に伴う手続き等のお知らせ

### 1. 制度の概要

土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく指定調査機関は、技術管理者試験に合格し技術管理者証を交付された技術管理者を設置しなければなりません。平成22年の改正法施行前に技術上の管理をつかさどっていた者は、技術管理者試験に合格した者でなくても平成25年3月31日までの経過措置期間は技術管理者証を交付された者とみなされています。

したがって、経過措置期間終了後の平成25年4月1日以降に終了する土壌汚染状況調査等（法に基づく土壌汚染状況調査と認定調査をいう。以下同じ。）については、技術管理者試験に合格し技術管理者証を交付された技術管理者が設置されている指定調査機関のみが実施することができます。

### 2. 継続して指定調査機関として業務を行う場合

平成25年4月1日以降、技術管理者証の交付を受けた技術管理者が設置されていない指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を実施することができなくな

ります。

このため、現在、技術管理者証を交付された技術管理者を設置していない指定調査機関が、平成 25 年 4 月 1 日以降も継続して法に基づく指定調査機関として業務を行う場合は、技術管理者証を交付された技術管理者を設置し、平成 25 年 3 月 15 日までに、法第 35 条に基づく変更届を環境省に提出していただく必要があります。

### **3. 指定調査機関としての業務を廃止する場合**

平成 25 年 4 月 1 日以降、技術管理者証を交付された技術管理者が設置されない指定調査機関は、指定の基準を満たさなくなることから、環境省窓口（4 頁参照）に法第 40 条に基づく廃止の届出を提出していただく必要があります。

### **4. 技術管理者証交付済み指定調査機関の公表について**

環境省では、技術管理者証を交付された技術管理者を設置している指定調査機関の一覧について、平成 25 年 3 月下旬に報道発表を行い、環境省ホームページにてお知らせする予定です。

### **5. 平成 25 年度にまたがる土壌汚染状況調査について**

技術管理者証を交付された技術管理者を設置していない指定調査機関が現在実施している土壌汚染状況調査等のうち、平成 25 年 4 月 1 日以降も調査が

引き続き行われるものについては、平成 25 年 4 月 1 日以降は当該機関が調査を実施できなくなりますのでご注意ください。この場合、例えば、平成 24 年度内に実施可能である適当な段階まで当該機関が行い、平成 25 年 4 月 1 日からは技術管理者を設置している別の指定調査機関が当該調査を引き続き行う等の措置が必要となります。

なお、このような対応をとる場合には、それぞれの指定調査機関の業務範囲及び責任関係が明確に区分されるようにしてください。

また、現在実施中の土壌汚染状況調査については、平成 25 年 3 月 31 日までに調査が終了していれば、平成 25 年 4 月 1 日以降に都道府県知事に対する結果の報告を行った場合も有効となります。

## 本報道発表資料に関する問い合わせ先

環境省のホームページ：<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/madoguchi.html>

本報道発表資料に関するお問い合わせは、所在する区域を担当する各窓口へお願いいたします。

### <環境省地方環境事務所窓口>

北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階
東北地方環境事務所	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎6F
関東地方環境事務所	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
近畿地方環境事務所	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F
中国四国地方環境事務所高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F
九州地方環境事務所	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

### <環境省本省窓口>

環境省水・大気環境局土壌環境課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2